


所管部課	総務部防災安全課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市防災行政用固定系無線局管理運用規程の一部を改正する訓令				
	について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市防災行政用固定系無線局管理運用規程（平成元年訓令第20号）			
	部課機関	給食課			
1. 要旨					
<p>桜が丘市民広場内（東大和市桜が丘2丁目142番地の2）に設置している固定系無線局（局番号41）が平成29年4月1日より東大和市学校給食センター（東大和市桜が丘2丁目142番地の41）となるため一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市防災行政用固定系無線局管理運用規程（平成元年訓令第20号）の一部を次のように改正する。 別表第2<固定系子(親)局設置場所>の項の表41を修正する。 局名 桜が丘市民広場を東大和市給食センターに修正 設置場所 東大和市桜が丘2丁目142番地の2を東大和市桜が丘2丁目142番地の41に修正</p> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市防災行政用固定系無線局管理運用規程について、公正な運用に資することができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 改正案文については、文書課において事前審査済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、市長決裁を経て本規程を施行したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。